

徳川美術館メンバーシップ規約

（定義）

第1条 この規約（以下、「本規約」という。）は、徳川美術館メンバーシップ（以下、「本会」という。）について、また、本会会員（以下、「会員」という。）および会員による当館利用に関して、必要な事項を定めるものとします。

（目的）

第2条 本会は、会員による支援のもと、徳川美術館（以下、「当館」という。）が実施する事業の維持・発展をはかるとともに、会員に対し、作品鑑賞、催事その他の便宜を提供することを目的とします。

（会員）

第3条 会員は、本会の目的に賛同し、本規約に定める要件や手続きにより、その資格を取得した個人または法人とします。

（会員資格取得（入会）・喪失（退会））

第4条 会員資格取得（入会）・喪失（退会）については、以下のとおりとします。

（1）会員資格取得（入会）

本会入会の申し込みを希望する者は、当館および当館ホームページに備える所定申込様式に記入し、当館あてに、直接またはWEB上で提出することにより行うものとします。当館が、審査の上、入会の可否を決定し、初回年会費の納入を確認した日をもって、会員資格を取得（入会）したものとします。

（2）会員資格喪失（退会）

以下の各号に該当する場合、会員は、会員資格を喪失（退会）するものとします。なお、当館により、本会を廃止する場合を除き、当館は、年会費の払い戻しをせず、会員資格有効期間を満了しない途中退会であっても、これを精算しないものとします。

- ① 会員本人による本会退会の申し込みがあったとき（本会退会を希望する者は、当館および当館ホームページに備える所定申込様式に記入し、当館あてに、直接またはWEB上で提出することにより行うものとします）
- ② 入会時または入会後に、当館に提供した情報に虚偽があったとき
- ③ 本規約に違反したとき
- ④ 公序良俗に反する行為または法令に違反する行為を行ったとき
- ⑤ 他の会員または来館者、当館関係者を誹謗・中傷するなど、他人に不利益を与える行為や迷惑行為を行ったとき
- ⑥ 当館が定める期日までに、翌1年分の年会費の納入がなかったとき
- ⑦ 会員本人が、暴力団・暴力団員その他これに準ずるものや反社会的勢力に該当または関係することが判明したとき

- ⑧ その他、会員として不適切であると当館が認めたとき
- ⑨ 当館が本会の廃止を決定したとき

（会員資格有効期間）

第5条 会員資格の有効期間は、入会した月から1年を経過する月の末日とし、会員証および入館招待券の有効期間についても、同様とします。当館は、会員に対し、有効期間が満了する前に、書面または電磁的方法により案内し、資格継続希望の有無について、意思確認するものとします。また、当該案内には、翌1年分の年会費および納入期限を明示するとともに、会員はこれを当該期限までに納入するものとし、当館において、当該期限前に納入が確認できた場合、会員資格は継続されるものとし、納入が確認されない場合には、会員資格は喪失するものとし、この場合には、新たな入会申し込みを必要とします。

（会員区分・会費・特典）

第6条 会員区分、会員別の年会費、当館が提供する特典については、以下のとおりとします。

Ⅰ. 個人会員

(1) パートナー会員

- ① 年会費は、11,000 円（消費税込み）とします。
- ② 会員資格有効期間中、何度でも無料で入館できる記名式会員証を発行します。
- ③ 当館主催の展覧会・講座・講演会・研究発表会・茶会などの催し物について、優先的にご案内します（ただし、優先順位は、プラチナ会員、ゴールド会員、パートナー会員の順とします）。
- ④ 当館季刊誌「葵」をお届けします。
- ⑤ 当館ミュージアムショップで販売する図録および一部商品の購入に際し、5%割引いたします。

(2) ゴールド会員

- ① 年会費は、33,000 円（消費税込み）とします。
- ② 会員資格有効期間中、何度でも無料で入館できる記名式会員証を発行します。
- ③ 入会月より1年間有効の入館招待券を5枚贈呈します。
- ④ 当館主催の展覧会・講座・講演会・研究発表会・茶会などの催し物について、優先的にご案内します（ただし、優先順位は、プラチナ会員、ゴールド会員、パートナー会員の順とします）。
- ⑤ 会員資格有効期間中、希望される会員については、館内の本会銘板に芳名を掲出いたします。
- ⑥ 展覧会開催に際して行う内覧会に、会員本人と同伴者1名をご招待いたします。

- ⑦ 展覧会開催に際して図録が発行される場合、展覧会期間中に当該展覧会図録を 1 部贈呈します。
- ⑧ 「徳川美術館メンバーシップの日」を設け、特別講演会・懇親会など、ご支援への感謝と親睦を目的とした会を催し、ご招待します。
- ⑨ 当館季刊誌「葵」をお届けします。
- ⑩ 当館ミュージアムショップで販売する図録および一部商品の購入に際し、10%割引いたします。

(3) プラチナ会員

- ① 年会費は、110,000 円（消費税込み）とします。
- ② 会員資格有効期間中、何度でも無料で入館できる記名式会員証 2 枚を発行します。
- ③ 入会月より 1 年間有効の入館招待券を 10 枚贈呈します。
- ④ 当館主催の展覧会・講座・講演会・研究発表会・茶会などの催し物について、優先的にご案内します（ただし、優先順位は、プラチナ会員、ゴールド会員、パートナー会員の順とします）。
- ⑤ 会員資格有効期間中、希望される会員については、館内の本会銘板に芳名を掲出いたします。
- ⑥ 展覧会開催に際して行う内覧会に、会員本人（2 名）と同伴者 2 名をご招待します。
- ⑦ 展覧会開催に際して図録が発行される場合、展覧会期間中に当該展覧会図録を、会員 1 名につき、1 部贈呈します。
- ⑧ 「徳川美術館メンバーシップの日」を設け、特別講演会・懇親会など、ご支援への感謝と親睦を目的とした会を催し、ご招待します。
- ⑨ プラチナ会員を 3 年間継続した後に、プラチナ会員限定のプライベート鑑賞会を設け、ご招待します。
- ⑩ 当館季刊誌「葵」をお届けします。
- ⑪ 当館ミュージアムショップで販売する図録および一部商品の購入に際し、10%割引いたします。

2. 法人会員

(1) A 会員

- ① 年会費は、110,000 円（消費税込み）とします。
- ② 法人名義の会員証 5 枚を発行します。会員証の提示により、会員資格有効期間中、何度でも無料で入館できます。
- ③ 入会月より 1 年間有効の入館招待券を 20 枚贈呈します。
- ④ 当館主催の展覧会・講座・講演会・研究発表会・茶会などの催し物について、優先的にご案内します。
- ⑤ 会員資格有効期間中、希望される会員については、館内の本会銘板に芳名を掲出いたします。
- ⑥ 展覧会開催に際して行う内覧会に会員が指定する 5 名までをご招待します。

- ⑦ 展覧会開催に際して図録が発行される場合、展覧会期間中に当該展覧会図録を 2 部贈呈します。
- ⑧ 「徳川美術館メンバーシップの日」を設け、特別講演会・懇親会などご支援への感謝と親睦を目的とした会を催し、会員が指定する 5 名までをご招待します。
- ⑨ 当館季刊誌「葵」をお届けします。
- ⑩ 当館ミュージアムショップで販売する図録及び一部商品の購入に際し、5% 割引いたします。

(2) B 会員

- ① 年会費は、330,000 円（消費税込み）とします。
- ② 法人名義の会員証 8 枚を発行します。
- ③ 会員証の提示により、会員資格有効期間中、何度でも無料で入館できます。
- ④ 入会月より 1 年間有効の入館招待券を 30 枚贈呈します。
- ⑤ 当館主催の展覧会・講座・講演会・研究発表会・茶会などの催し物について、優先的にご案内します。
- ⑥ 会員資格有効期間中、希望される会員については、館内の本会銘板、当館ホームページに芳名を掲出いたします。
- ⑦ 展覧会開催に際して行う内覧会に会員指定の 8 名までをご招待します。
- ⑧ 展覧会開催に際して図録が発行される場合、展覧会期間中に当該展覧会図録を 2 部贈呈します。
- ⑨ 「徳川美術館メンバーシップの日」を設け、特別講演・懇親会などご支援への感謝と親睦を目的とした会を催し、会員指定の 8 名までをご招待します。
- ⑩ 当館季刊誌「葵」をお届けします。
- ⑪ 当館ミュージアムショップで販売する図録および一部商品の購入に際し、5% 割引いたします。
- ⑫ 年 1 回、当館講堂（着席 60～70 名程度、立席 100 名程度を収容可能な多目的室）を、無料にて 1 日利用できます。ただし、当館が実施するイベント等予定のない日とし、事前の日程調整を必要とします。

(3) S 会員

- ① 年会費は、1,100,000 円（消費税込み）とします。
- ② 法人名義の会員証 10 枚を発行します。
- ③ 会員証の提示により、会員資格有効期間中、何度でも無料で入館できます。
- ④ 入会月より 1 年間有効の入館招待券を 50 枚贈呈します。
- ⑤ 当館主催の展覧会・講座・講演会・研究発表会・茶会などの催し物について、優先的にご案内します。
- ⑥ 会員資格有効期間中、希望される会員については、館内の当会銘板、当館ホームページに芳名を掲出いたします。
- ⑦ 展覧会開催に際して行う内覧会に会員指定の 10 名までをご招待します。

- ⑧ 展覧会開催に際して図録が発行される場合、展覧会期間中に当該展覧会図録を2部贈呈します。
- ⑨ 「徳川美術館メンバーシップの日」を設け、特別講演・懇親会などご支援への感謝と親睦を目的とした会を催し、会員指定の10名までをご招待します。
- ⑩ 当館季刊誌「葵」をお届けします。
- ⑪ 当館ミュージアムショップで販売する図録および一部商品の購入に際し、5%割引いたします。
- ⑫ 年2回、館内の講堂を無料にて1日利用できます。（講堂は着席60～70名程度、立席100名程度収容可能な多目的室です。）ただし、当館の実施するイベント等のない日での日程調整が必要です。
- ⑬ 年1回、無料にて当館の夜間貸切を利用することができます。ただし、当館が実施するイベント等予定のない日とし、事前の日程調整を必要とします。

（会員証）

第7条 会員証の取り扱いについては、以下のとおりとします。

- 1. 会員は、会員証の提示により、会員資格有効期間中、何度でも無料で入館することができます。入会手続き上、会員証の即日発行ができなかった場合でも、当館による資格の有効性が確認される場合は、無料でご入館いただけます。
- 2. 会員は、各特典を受ける際には、必ず会員証を当館に提示しなければなりません。また、当館が会員証とともに、本人確認（法人会員の場合は当該法人との関係性の確認）のため、身分証明書その他確認に必要な資料の提示を求める場合には、これに応じるものとします。
- 3. 個人会員の会員証は、記名した会員本人のみが利用することができ、親族を含む第三者への譲渡または貸与はできません。法人会員の会員証は、記名した会員法人の役員又は従業員ののみが利用することができ、役員・従業員の親族や取引先関係者等を含む第三者への譲渡または貸与はできません。
- 4. 会員は、入会時に届け出た個人・法人情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当館に届け出るものとします。この届出がないために生じた会員の不利益または損害については、当館は一切責任を負いません。
- 5. 会員証を紛失した場合は、第三者による悪用の危険性があるため、遅滞なく当館に届け出るものとします。当館は、紛失した会員証を無効化した上で、新たな会員証を発行します。なお、その場合、再発行手続きに係る費用を申し受けます。

（個人情報の取り扱い）

第8条 会員は、当館が取得した個人・法人情報を、会員管理の目的のため、必要な範囲で、当館または当館の業務委託先を含む第三者が利用することに同意します。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、当館管理部（名古屋市東区徳川町1017番地）内に設置します。

(改廃)

第10条 本会および本規約の改廃については、以下のとおりとします。

1. 当館は、必要に応じて、会員の同意を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。当該変更が、会員の年会費や特典、その他の本規約上の事項に関するものである場合は、翌年4月1日より変更することといたします。
2. 当館は、会員の同意を得ることなく、会員に対し、会員資格有効期間の残存期間相当分の年会費を返却した上で、本会を廃止することができます。
3. 前各項の場合、会員は、当館に対して、損害賠償の請求をすることはできません。

附則

この規約は、令和6年4月1日より、有効とします。